

市営安城霊園・橋目霊園 空き墓所区画 使用者募集のご案内

【提出・問い合わせ先】 安城市 環境都市推進課 環境衛生係 (安城市役所北庁舎2階) ☎ 0566-71-2206 / FAX 0566-76-1112 kankyo@city.anjo.lg.jp

1 募集区画

- •安城霊園 北山崎町柳原44番地1
- · 橋目霊園 橋目町宮東199番地

各区画の場所は、別添の霊園募集区画のとおり。 (いずれも使用済み返還区画)

区 画	使用料
1. 4 4 m ² (1.2m×1.2m)	273,600円
2. 25 m² (1.5m×1.5m)	427,500円
3. 24 m² (1.8m×1.8m)	615,600円
4 m² (2.0m×2.0m)	760,000円

- ※最新の募集区画情報は、環境都市推進課でご確認ください。
- ※他の市営霊園も含めて、原則として1世帯1区画です。複数の区画を申し込むこと はできません。

2 申し込み

- ① 窓 口 安城市環境都市推進課環境衛生係 ※郵送不可
- ② 募集日時 安城霊園 令和4年11月1日 (火) から随時受付 橋目霊園 令和4年12月1日 (木) から随時受付

3 申込資格

安城市に住民登録があり、引き続き居住される予定で、次の①または②に該当する世帯のうち、祭祀を主宰する者。(※喪主など、供養や遺骨管理の代表となる方)

- ① 祭祀している遺骨があり、墓所のない世帯。
- ② 市外に祭祀している墓所があり、墓所の移転を必要とする世帯。
- ※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申し込みできません。

4 必要書類

- ① 墓所使用許可申請書
- ② 墓所埋蔵届
- ③ 霊園管理組合加入申込書
- ④ 遺骨を持っている証明(アまたはイのいずれか)
 - ア 今回初めてお墓を建てる方
 - ○火葬許可証

死亡届を受けた市町村長が交付し、火葬場で火葬証明が追記され返却されます。

- イ 別の場所からお墓を移す方
 - ○改葬許可証

現在の墓所がある市区町村役場で交付を受けます。市営霊園の申込者が申請してください。

⑤ 墓所の申し込み者と死亡者の続柄を証明する書類(戸籍謄本等) ※火葬許可証、改葬許可証に続柄が記載されている場合は不要

5 使用料の納付

申し込み受付後、納付書をお送りしますので金融機関窓口でお支払いください。なお、 納付は全額一括納付です。

使用料の納付が確認でき次第、墓所使用許可書を送付します。墓所使用許可書が届いた後に、墓碑の建立をしてください。

- ※納付期限を過ぎても納付されない場合は、キャンセルとみなします。
- ※納付された使用料は原則お返ししません。

6 使用の注意

- ① 墓所本来の目的以外に使用できません。墓所に埋蔵できる遺骨は火葬された焼骨に限ります。
- ② 墓所の使用許可日から1年以内に墓碑を建立し、墓地として使用してください。
- ③ 募集区画に防草シート等が敷設されている場合は、使用者にて撤去・処分をして ください。
- ④ 使用権を他人に譲渡することはできません。墓所が不要になった場合は、更地に 戻して市へ返還してください。
- ⑤ 市営霊園管理組合に加入してください。入会金及び年会費は以下のとおりです。
 - ・入会金(初年度年会費含む)2,000円
 - ・年会費(7月~翌6月分)

霊園	区画面積	年会費
安城	4 m²	700円
	1. 44㎡、2. 25㎡等	600円
橋目	4 m²	600円
	1. 4 4 m², 2. 2 5 m²	500円

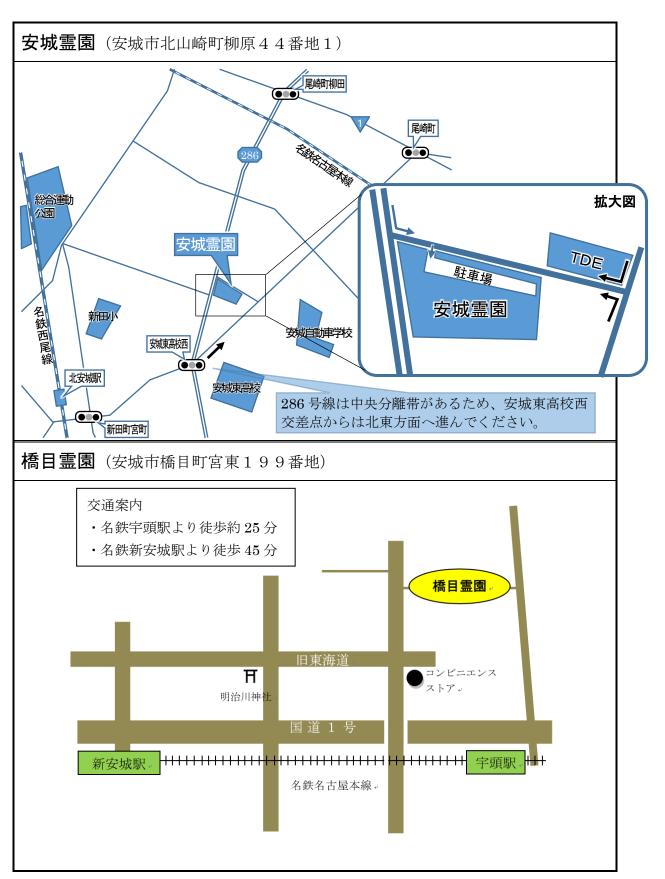
7 許可の取り消し

次の場合は、使用許可を取り消します。

- ① 墓碑を建立しないで許可日より1年を経過したとき
- ② 使用権を譲渡、または転貸したとき
- ③ 安城市営霊園の条例及び規則に違反したとき
- ④ 霊園管理組合の組合員でなくなったとき

8 その他

- ① 受付後に申し込み資格に該当しないことが判明した場合や、必要書類の内容に不備がある場合は、申し込みを無効とする場合がありますのでご了承ください。事前に必要書類をよくご確認いただいたうえでご提出してください。
- ② 提出された書類一式はお返ししません。



申し込み先 安城市環境都市推進課環境衛生係 〒446-8501 安城市桜町18番23号 TEL 0566-71-2206 (直通) FAX 0566-76-1112 メール kankyo@city.anjo.lg.jp